

【国際法グループメンバー氏名】

- (1) 萬歳寛之 早稲田大学教授 ※グループ長
- (2) 玉田 大 神戸大学教授
- (3) 石川義道 静岡県立大学准教授
- (4) 瀬田 真 横浜市立大学准教授
- (5) 越智 萌 京都大学助教

【研究期間】 2018年10月～2020年2月

1. 研究成果の概要（日本語800字または英語440語相当）

研究概要は各担当者の概要を下記に示すかたちで報告する。

【1】玉田大：「日台民間投資取決め」の分析と今後について

「投資の自由化、促進及び保護に関する相互協力のための財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（日本側の略称「日台民間投資取決め」）が2011年に締結されている。2021年の期限到来に向けて、取決めの延長の要否・条項改訂の要否を検討する。特に「取決め」の国際法上の効力および紛争解決条項の利用可能性を明らかにする。

【2】石川義道：相互承認に基づく日台間の食品貿易のあり方：有機食品を事例にして

2019年10月30日に日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で「有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書」に署名された。日本と台湾がお互いの有機規格を同等と承認することで、たとえば日本の有機規格をみたま農産物は、台湾で認証を得ることなく「有機食品」として台湾市場で販売することが可能となると期待される。ここでは有機食品の事例分析を通じて、相互承認に基づく日台間の食品貿易のあり方について政策提言を試みる。

【3】瀬田真：個人の権利としての領事通報制度

日台間では、経済的交流や互いの文化への関心も高く、人の往来が多い。そうであるにもかかわらず、領事関係条約が適用されない。そのため、日本人が台湾で逮捕された場合、また、台湾人が日本で逮捕された場合、交流協会や関係協会がどのように関与するかが法的に明確ではなく、不安定な状態にある。しかし、領域外で逮捕された場合の領事への通報は人権ともされているため、その観点から現状を批判的に分析する。

【4】越智萌：日台間での国際刑事司法共助

日台間では、特に組織犯罪取締り等に関する協力の実行が増加している。本研究では、日台間での国際刑事司法共助（共助）の現状と課題を明らかにすることを目的とし、日台間、および日本と台湾それぞれが他の主体と締結している共助条約・協定および共助の実行について調査した。調査は、関連文書、関連実務家へのインタビュー、および報道資料を用いて、法令・条文分析、比較法分析、判例分析、実行分析等を通じて行った。

2. 達成度と課題（日本語800字または英語440語相当）

（1）達成度

玉田大委員（日台投資協定）、石川義道委員（有機食品の相互認証制度）、瀬田真委員（領事通報制度）、越智萌委員（日台間の刑事司法共助）は、それぞれのテーマが確定し、中間報告としての原稿をまとめることができている。その意味で、中間報告の段階としての達成度は「合」と判断してよい。上記の「1. 研究成果の概要」にも表れているように、問題意識と論点も特定されてきており、学術レベルとしても申し分ない。

現段階としての達成度として、最も注目すべき部分は、4名の委員の研究を通じて、外交関係の不存在を理由とする日台関係に係る形式論や対事的（アド・ホック）な対応は、日台関係の実態を有効に規律したり、合理的に説明したりするためには、限界を迎えていることが浮き彫りになった点である。

（2）課題

他方で、建前と実際との間にズレが出来てきていることが明らかになったとしても、これまでの議論の整理にもとづいて安定的な日中台関係が築かれてきた点も見逃せない。それゆえ、政治的に機微な問題も出てくるかもしれないが、この点は、観念よりも実態を重視するかたちで対応したいと思う。すなわち、今後の課題としては、実態面から出てくる従来の形式論や対事的対応の限界を鮮明に描き出し、適切な方向に修正・変更していくための説得的な論理を展開することである。そのためには、日台の委員間の意思疎通の密接化だけでなく、日台の当局者との対話や実態を示す情報収集などにも努力することで、官民双方からも受け入れ可能な提案に仕上げていく必要があると考えている。

他方で、日中台に関する原則論を規定している各種の国際文書の整理を整理して、三者の関係性の特質も同時に明らかにしておくことも重要であるので、この点の研究成果も追加することも考えている。

3. 今後の研究について

（1）研究方針（日本語800字または英語440語相当）

上記、「2. 達成度と課題」に示した通り、すべての委員の成果について、中間報告の段階での達成度は高いものがある。それゆえ、引き続き従来の研究方法を続けてもらうことが大切と考える。

他方で、最終報告書を作成するにあたっては、学術論文としてのレベルが高いだけでなく、日台の当局にとっても有益な内容とならなければならない。そのため、文献研究の更なる深化とあわせて、台湾側の委員や日台の当局者との対話をさらに充実させていく必要性を強く感じている。こうした問題意識の下で、一部の委員はすでに対話の実践している。それゆえ、2020年度は、日本側委員全体で、広い意味でのフィールドワークやインタビュー形式の対話の充実化をはかるということを研究方針として立てていきたいと考えている。

(2) 研究計画（日本語800字または英語440語相当）

研究計画としては、下記のスケジュールを検討している。

1. 2020年3～4月

- ・2月末に提出された中間報告としての原稿の読了と問題意識の共有
- ・第1回最終報告会合に向けた中間報告の原稿のブラッシュアップ
- ・4月からは新年度の研究費の下で、インタビュー及びインタビューのアポイントメントの取得に努力する。これは年間を通じて努力を継続する。

2. 2020年5～9月

- ・第1回最終報告会合に向けた準備
- ・最終報告書のための第1次原稿を完成
- ・第1回最終報告会合での議論を踏まえた原稿の修正

3. 2020年10月～2021年3月

- ・第2回最終報告会合に向けた準備
- ・最終報告書のための第2次原稿を完成
- ・第2回最終報告会合での議論を踏まえた原稿の修正
- ・最終報告書のための最終原稿を完成

4. 研究成果一覧（各成果日本語200字または英語110語程度の概要を付記）

現段階ではなし。ただし、国際法グループの研究成果の性格に鑑み、「非公表」の原稿を2020年2月末に提出する予定。